

## 消防庁告示第三十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第六号へ、第三十条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備等の送水口の基準を次のとおり定める。

平成十三年六月二十九日

消防庁長官 中川 浩明

### スプリンクラー設備等の送水口の基準

#### 第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第六号へ、第三十条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備、連結散水設備及び連結送水管の送水口の基準を定めるものとする。

#### 第二 構造及び機能

送水口の構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 一 結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第六条に規定する呼称六十五の受け口に、ねじ式のものにあつては消防用ホース又は消防用吸管に使用

するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第六条に規定する呼称六十五の受け口に適合するものであること。

二 管との接続部は、管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼称以上であること。

三 ホース接続口には、リフト式又はスイング式の逆止弁が内蔵されていること。

四 ホース接続口には、容易に脱着でき、かつ、経年変化をし難い保護キャップが設けられていること。

五 双口形の送水口のホース接続口にあつては、ホースの接続に支障がないような角度又は間隔が保持されていること。

六 差込式の結合金具を有する送水口にあつては、差し口とかん合及び離脱を行う場合に必要な力が、百三十五ニュートン以下であること。

### 第三 材質

送水口の材質は、次に定めるところによる。

一 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）H五二二〇、G五五〇一又はG五二二一

(三) (一) に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

(三) (二) (又はは) に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの

二 さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、有効な防錆処理を施したものであること。

三 パッキンの材料は、差込式の結合金具にあつては J I S K 六三八〇 B C D 四四八一に適合するもの、ねじ式の結合金具にあつては J I S K 六三八〇 B C D 八四二二に適合するもの又はこれらと同等以上の耐油性及び耐熱性を有するものであること。

#### 第四 耐圧試験

送水口は、差し口とかん合した状態において、三メガパスカルの水圧力を三分間加えた場合に、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならない。

#### 第五 漏水試験

送水口は、差し口とかん合した状態において、二メガパスカル以下の任意の水圧力を加えた場合に、かん合部から漏水しないものでなければならない。

#### 第六 曲げ試験

送水口は、固定された差し口とかん合した状態において、二メガパスカルの水圧力を加え、かん

合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

$$M(N\cdot mm) = 3000N \times 1.5 \times (1.5 \times 1.5)$$

#### 第七 等価管長

送水口は、水により等価管長を測定した場合に、その値が三十八・三メートル以下でなければならぬ。

#### 第八 表示

送水口には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 型式番号

#### 附 則

この告示は、平成十三年七月一日から施行する。